

2005（平成17年）年6月21日

社団法人全国貸金業協会連合会 御中

大阪弁護士会

会長 益 田 哲 生

取引履歴開示等に関する要請書

平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行されてから、弁護士が破産・個人再生・任意整理等（以下併せて「債務整理等」という。）のために、貸金業者に対し、取引履歴の開示もしくは債権調査票の提出を求めた際に、本人確認の資料（印鑑登録証明書・免許証の写し等）及び代理人たる弁護士の確認資料（弁護士本人の印鑑登録証明書・弁護士の免許証の写し等）等を提出しなければ、取引履歴の開示等に応じないという対応をする貸金業者が散見される。

しかし、このような対応は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的とした個人情報保護法の趣旨を誤解するものであるとともに、弁護士業務を著しく停滞させるものであって、当会は、以下のとおり、各貸金業協会に対し、適切な措置を取るよう要請するものである。

第1 要請の趣旨

弁護士が、債務整理等のために、貸金業者に対し、取引履歴の開示もしくは債権調査票の提出を求めた場合には、当初の契約時からの取引履歴を速やかに開示し、もしくは、債権調査票を速やかに提出し、その開示等に応じる際に、印鑑登録証明書等の本人及び代理人確認資料について提出を求めないよう、貸金業者に対する指導を徹底するように各貸金業協会を指導すること。

第2 要請の理由

1 取引履歴の開示等の必要性

多重債務に陥った債務者を放置した場合には、経済的な困窮に端を発し、家庭の崩壊、自殺、犯罪といった事態を招く恐れがある。そうすると、多重債務者が弁護士を通じて債務整理等を行うことによって経済的な再生を図る利益は、単なる債務者個人の利益にとどまらず、社会全体の利益である公共の安寧秩序を維持する観点からも重要な法的保護に値する利益である。そして、弁護士が債務者から依頼を受けて、債務整理等を行う場合に、利息制

限法に基づきその残債務額を確定するためには、各貸金業者との間の取引履歴が明らかにされることが必要である。

しかるに、債務者において、借用書や領収書をすべて保存しないケースが多く、貸付や返済に関して、債務者側にその取引に関する情報をすべて把握し続けることが期待できないのが実情である。そこで、債務整理等の依頼を受けた弁護士としては、債務者の残債務額を確定するために、債務者との取引内容を記載した帳簿を保存する義務（貸金業規制法19条、同施行規則17条）がある貸金業者に対し、取引履歴の開示等を求めるのである。

2 取引履歴の開示等の根拠

そして、その取引履歴等の開示請求は、金融庁事務ガイドライン3-2-8(1)あるいは貸金業規制法及び前記ガイドラインの趣旨等から導かれる信義則上の開示義務をその根拠としてきた。

このことは、個人情報保護法が施行されても何ら変わるものではない。現時点においても、取引履歴の開示等の請求は、個人情報保護法によるものではなく、上記ガイドラインもしくは信義則上の義務に基づくものである。そして、従来は、取引履歴の開示等を求めた場合に、印鑑登録証明書等の本人確認のための資料及び代理人である弁護士の確認資料など求められることは全くなかった。

3 受任通知による本人及び代理人確認

確かに、取引履歴の開示等の求めを受けるに当たって、貸金業者が本人及び代理人の確認をすることは重要なことではある。

しかし、弁護士においては、高度の職業倫理に基づいて職務を遂行しており、債務者からの依頼もなく、貸金業者に対し、代理人として、債務整理のために取引履歴の開示等の請求をすることなどはあり得ない。そして、こうした弁護士の職業倫理とともに、受任通知の体裁からして受任通知により弁護士と債務者との間の委任関係が明らかとされるからこそ、貸金業者は受任通知のみで取引履歴の開示等に応じてきた実情がある。そのため、弁護士からの受任通知が送付され、開示請求に応じ、貸金業者が取引履歴の開示等をして、代理人資格が問題となった事案など起こらなかったのである。

すなわち、受任通知においては、債務者の住所・氏名・生年月日・契約番号等の債務者個人を特定する情報が記載されている。そして、これらの情報は債務者本人しか知り得ない情報であり、本人の確認としては十分である。さらに、弁護士からの受任通知にこれらの情報が記載されていれば、債務者

本人から弁護士に対し、債務整理等の委任があったことが十分推認される。

また、受任通知においては、代理人である弁護士の氏名・事務所住所・電話番号が表示された上で、弁護士の職印が押されている。それゆえ、弁護士会のホームページ、弁護士会員名簿等を検索することによって、受任通知に表示された弁護士が代理人弁護士本人であることも容易に確認することができる。こうした受任通知の体裁からして委任関係の存在を認めるのには十分なものであり、受任通知を送付すれば、貸金業者は取引履歴の開示等に応じてきたのである。仮に代理人資格に疑義がある場合であっても、貸金業者が、その代理人事務所に電話をして確認すれば事足りることであり、このような対応で何ら特に問題がなかった。

したがって、弁護士が代理してなす債務整理等に関しては、本人及び代理人の確認方法としては、受任通知で足りていた実情があり、今後もそれで十分である。

なお、個人情報保護法においては、個人情報取扱業者において、個人情報の開示等の求めに対し、その求めを受け付ける方法を定めることができるものとしているが（同法29条1項）、それを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならないとしている（同法29条3項）。この点、上記のように、受任通知によって本人及び代理人の確認が十分であるにもかかわらず、個人情報保護法が施行されるや否や、弁護士個人の印鑑登録証明書等の代理人資格の確認資料、さらに、本人の確認資料を要求することは、従前の取扱以上に過重な負担を強いるものに他ならない。

以上により、貴会におかれては、弁護士からの取引履歴等の開示の求めに対しては、従来どおり、受任通知以外に本人及び代理人確認資料の提出を取引履歴開示の条件としないよう、貸金業者に対する指導を徹底するように各貸金業協会を指導することを要請するものである。

以 上